

毎週火、金曜日発行（但休日に出る）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
保安林の解除予定
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の
一部改正
- 昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号
の一部改正
- 昭和三十七年度木材業者等の登録
- ◇正誤 昭和三十七年十二月二十四日付け鳥取県規則
第七十三号中訂正

告示

鳥取県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六
条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字井手字道端五七七の二、五七八
の二
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 四 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字別府字岩ヤマ六六三、六六四
- 五 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 六 解除の理由
指定理由の消滅
- 七 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字東園字天神北六〇二内一、字沖
浜林六五六
- 八 保安林として指定された目的

湖害の防備
㊦ 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水原二一、〇六九の六一、一、
〇六九の六二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百三十二号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号(児童福祉
収容施設措置費の保護単価)の一部を次のように改正し、
事務費(別表(一))については昭和三十七年十月一日から
事業費(別表(二))については昭和三十七年十二月一日か
ら適用する。

昭和三十八年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)及び別表(二)を次のように改める。

別表 (一)

事務費の児童一人当り保護単価表

(月額)

(昭和37年10月1日から適用)

施設区分	施設名	地域区分	算出上の所要単価 乗当地域 一畝分	乗当地域 加算	国の示す単価 一畝分	乗当地域 加算	設定保 護単価	適用 人員	備 考
教 護 院	奨 徳 学 校	乙	7,540	61	5,625	40	5,665	88	
精神薄弱児施設	皆 成 学 園	乙	7,167	56	5,405	41	5,446	84	
盲 児 施 設	積 善 学 園	乙	6,552	52	6,703	38	6,590	30	
ろくお児施設	積 善 学 園	乙	5,000	40	4,159	26	4,185	90	
養 護 施 設	鳥取こども学園	乙	4,256	35	4,061	32	4,093	80	(但し2月~3月) 4,357円
	青谷こども学園	丙	4,553	37	4,481	37	4,518	30	
	因伯子供学園	乙	4,496	36	4,302	34	4,336	60	
	光徳子供学園	丙	4,817	38	4,481	37	4,518	30	
乳 児 施 設	聖 園 天 使 園	乙	4,495	36	4,061	32	4,093	80	
精神薄弱児通園施設	米子乳児院	乙	15,453	129	15,167	96	15,263	15	
母 子 指 導 (保 障)	若 草 学 園	丙	5,069	37	4,431	33	4,464	30	
	那 家 母 子 寮	丙	5,791	45	6,388	41	5,832	20	
	赤 碓 母 子 寮	丙	1,494	8	6,388	10	1,502	19	

母子寮 (市指)	子置分	鳥取母子寮 倉吉母子寮 米子西母子寮	乙 乙 乙	" " "	3,813 3,830 3,051 2,647	27 28 21 19	6,675 6,388 6,675 6,675	24 18 13 11	3,837 3,848 3,064 2,658	17 11 15 18
-------------	-----	--------------------------	-------------	-------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------------	----------------------

3才未満の者の加算分 (月額)

施設区分	施設名	地区	一人当り 加算額	備	考
養護施設	鳥取こども学園	乙	1,961		
	青谷こども学園	乙	1,875		
	因伯子供学園	乙	1,961		
	光徳子供学園	乙	1,875		
	聖天使園	乙	1,961		

別表 (2)

事業費の児童1人当りの単価表

(昭和37年12月1日改訂)

経費の種類	生活諸費 (日額)	生活諸費		以外				事業費		居宅 連保者 手当 費 (月額)
		教育費 (月額)	費 (月額)	学 校 給 食 費 (年額)	見 学 旅 行 費 (年額)	入 進 学 交 付 金 (年額)	期 末 時 助 額 (年額)	職 業 補 算 費 (月額)	葬 祭 費 一 件 当 り (月額)	

00239

第3種郵便物

養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 201円 第2学年 239 第3学年 262 第4学年 280 第5学年 276 第6学年 294 中学校	その学校 において 徴収され る実費	小学校 第6学年 750円	小学校第 1学年入 学児童中 学児童第1 学年進学 児童各 2,000円	3501円	通所の ための 交通費 の实費	2,000円 ただし火 葬に要す る費用に つき葬祭 地の市町 村条例等 に定めが りかたつ その定め る額が 550円を こえらば、そ のこえら る額を加算 したる	通長費 所定の 実費	里手 親当 2501円
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 453円 第2学年 413 第3学年 371	その学校 において 徴収され る実費	中学校 第3学年 1,900円						
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 280 第2学年 276 第3学年 294	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 262 第2学年 280 第3学年 276 第4学年 294	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 239 第2学年 262 第3学年 280 第4学年 276 第5学年 294	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 201円 第2学年 239 第3学年 262 第4学年 280 第5学年 276 第6学年 294	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 125円18 第2学年 87円28 第3学年 30.30	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 87円11 第2学年 5.00 第3学年 30.30	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 5.00 第2学年 30.30	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 30.30 第2学年 87円11 第3学年 5.00	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 30.30 第2学年 87円11 第3学年 5.00	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 30.30 第2学年 87円11 第3学年 5.00	その学校 において 徴収され る実費							
養護施設	122円41 内訳 { 飲食物費 87円11 間食費 5.00 日用品費 30.30 }	小学校 第1学年 30.30 第2学年 87円11 第3学年 5.00	その学校 において 徴収され る実費							

00238

第3種郵便物

00240

乳児院	137円56 内訳 人工栄養費 87円88 週食費 5.00 日常諸費 4.68	40円00	通学のための 学校に在在の 児童の 学費(年度とす る)
母子寮	給食費(保育室) 3才以上児 給食費 3才未満児 給食費 45円97	13.17 3.38 06.00	
精神薄弱 児施設	45円97 内訳 飲食費 29円03 週食費 3.00 日常諸費 13.34	29円03 3.00 13.34	
養護 施設	122円41 内訳 飲食費 87円11 週食費 5.00 日常諸費 30.30	87円11 5.00 30.30	小学校 第1学年 201 第2学年 239 第3学年 262 第4学年 280 第5学年 276 第6学年 294 第1学年 453 第2学年 413 第3学年 371
保護委託者 岩手 250円			

00241

鳥取県告示第百三十三号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程(昭和三十三年七月鳥取県告示第百二十一号)の一部を次のように改正し昭和三十七年度から適用する。

昭和三十八年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。

(分担金の賦課基準)

第二条 条例第三条第二項の規定による分担金の賦課基準は次のとおりとする。

北条用水改良事業 事業費の百分の二十五

大沢排水改良事業 ” ”

昭和三十七年度本材業者

登録番号 登 録 年 月 日 住 所 氏 名

八木第一二六号 昭三八、一、一七 八頭郡若桜町大字若桜一四八の一 山根延次郎

第一二七号 ” ” ” ” ” 野田 利己

第一二八号 ” ” ” ” ” 花木 二郎

第一二九号 ” ” ” ” ” 岩淵 正己

東郷湖沿岸排水改良事業 ” ” ” ”

小鴨川用水改良事業 ” ” ” ”

天神野用水改良事業 ” ” ” ”

北条砂丘畑地かんがい事業 ” ” ” ”

鳥取県告示第百三十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第二十四号)第六条第一項の規定により昭和三十七年度木材業者及び製材業者として次の者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八東林業合資会社 坂尾 正己

第一三〇号	若桜町大字若桜四六四	吉村 嘉翁
第一三一号	若桜町大字若桜四六四	矢部 孝二
第一三二号	若桜町大字若桜四六四	中島 薫
第一三三号	若桜町大字若桜四六四	三和木材
第一三四号	若桜町大字若桜四六四	岸本 正博
第一三五号	若桜町大字若桜四六四	下田 春男
第一三六号	若桜町大字若桜四六四	田口 考義
第一三七号	若桜町大字若桜四六四	谷尾 敏厚
第一三八号	若桜町大字若桜四六四	山本 政男
第一三九号	若桜町大字若桜四六四	松田 忠一
第一四〇号	若桜町大字若桜四六四	竹中 一夫
第一四一号	若桜町大字若桜四六四	中田和三郎
第一四二号	若桜町大字若桜四六四	井上 甚一
第一四三号	若桜町大字若桜四六四	藤原 静雄
第一四四号	若桜町大字若桜四六四	米井 明
第一四五号	若桜町大字若桜四六四	河上 進
第一四六号	若桜町大字若桜四六四	上田 温男
倉本 第八四号	倉吉市河原町一、九七三	柳川春之助
第一四七号	若桜町大字若桜四六四	上田材木店
第一四八号	若桜町大字若桜四六四	有限会社柳川建材店代表取締役
第一四九号	若桜町大字若桜四六四	有限会社谷尾製材所社長
第一五〇号	若桜町大字若桜四六四	河原木材工業株式会社取締役社長
第一五一号	若桜町大字若桜四六四	竹中木材工業株式会社
第一五二号	若桜町大字若桜四六四	丹比林産工業株式会社取締役社長
第一五三号	若桜町大字若桜四六四	八東町妻鹿野七二
第一五四号	若桜町大字若桜四六四	智頭町大字新見五六一
第一五五号	若桜町大字若桜四六四	南方
第一五六号	若桜町大字若桜四六四	新見
第一五七号	若桜町大字若桜四六四	郡家町大字郡家二二六
第一五八号	若桜町大字若桜四六四	郡家町大字郡家二二六
第一五九号	若桜町大字若桜四六四	倉吉市河原町一、九七三

第八五号	八東町大字若桜四六四	福井 高信
第八六号	八東町大字若桜四六四	堀江 寿一
第八七号	八東町大字若桜四六四	影島 精一
第八八号	八東町大字若桜四六四	湯原 亮一
第八九号	八東町大字若桜四六四	湯原製材所
第九〇号	八東町大字若桜四六四	日南チップ
第九一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第九二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第九三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第九四号	八東町大字若桜四六四	河上
第九五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第九六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第九七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第九八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第九九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一〇〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一〇一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一〇二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一〇三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一〇四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一〇五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一〇六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一〇七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一〇八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一〇九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一一〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一一一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一一二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一一三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一一四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一一五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一一六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一一七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一一八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一一九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一二〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一二一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一二二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一二三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一二四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一二五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一二六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一二七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一二八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一二九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一三〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一三一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一三二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一三三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一三四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一三五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一三六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一三七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一三八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一三九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一四〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一四一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一四二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一四三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一四四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一四五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一四六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一四七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一四八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一四九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一五〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一五一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一五二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一五三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一五四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一五五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一五六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一五七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一五八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一五九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一六〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一六一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一六二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一六三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一六四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一六五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一六六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一六七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一六八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一六九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一七〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一七一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一七二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一七三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一七四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一七五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一七六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一七七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一七八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一七九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一八〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一八一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一八二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一八三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一八四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一八五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一八六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一八七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一八八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一八九号	八東町大字若桜四六四	河上
第一九〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一九一号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一九二号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一九三号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一九四号	八東町大字若桜四六四	河上
第一九五号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ
第一九六号	八東町大字若桜四六四	井下原 積
第一九七号	八東町大字若桜四六四	倉間 克雄
第一九八号	八東町大字若桜四六四	湯河八二七
第一九九号	八東町大字若桜四六四	河上
第二〇〇号	八東町大字若桜四六四	日南チツプ

第七三号	若桜町若桜	岸本材材店	岸本 正博	
第七四号	船岡町大字坂田三六六		下田 春男	
第七五号	大字下野三七三	有限会社谷尾製材所社長	谷尾 敏厚	
第七六号	〃 〃 五四六		田口 考義	
第七七号	郡家町米岡	河原木材工業株式会社	山本 政男	
第七八号	〃 〃 郡家二四〇	竹中木材工業株式会社取締役社長	竹中 一夫	
第七九号	八東町妻鹿野七二	丹比林産工業株式会社	井上 甚一	
第八〇号	若桜町大字吉川		田中 能吉	
第八一号	〃 〃 〃	智頭町智頭一、五四七	有限会社国本製材所	国本 国松
第八二号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	有限会社国本製材所	国本 志郎
第八三号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	河原町字袋河原四三二	山本 松男
第八四号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第八五号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第八六号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第八七号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第八八号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第八九号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九〇号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九一号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九二号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九三号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九四号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九五号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九六号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九七号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九八号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第九九号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男
第一〇〇号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	山本 松男

第六八号	〃 〃 〃	二八	〃	西伯町大字絹屋七九二	前田 正元
第六九号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七〇号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七一号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七二号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七三号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七四号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七五号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七六号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七七号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七八号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第七九号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八〇号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八一号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八二号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八三号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八四号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八五号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八六号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八七号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八八号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第八九号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九〇号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九一号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九二号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九三号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九四号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九五号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九六号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九七号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九八号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第九九号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃
第一〇〇号	〃 〃 〃	〃	〃	〃	〃

昭和三十七年十二月二十四日付鳥取県規則第七十三号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正 誤

6 頁 誤 19,900 正 19,700

前田 正元
田辺 猛
内田 稜

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報交書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県
公報を 部購読したいので、購読料金を 円也を添
えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名を)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一月 二五〇円 (郵送料共)